

船舶インシデント調査報告書

平成25年1月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成24年8月13日（月） 13時15分ごろ
発生場所	山口県長門市青海島 ^{おうみ} 北方沖 青海島所在の王子鼻灯台から真方位343° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 25.5′ 東経131° 11.1′）
インシデント調査の経過	平成24年8月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 せぶんしっぷ、8.5トン 291-37712山口、青海島観光汽船株式会社 12.25m (Lr) × 2.38m × 1.37m、FRP ディーゼル機関、180kW、平成9年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年11月5日 免許証交付日 平成23年9月26日 （平成29年6月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	エアコンのコンプレッサー駆動ベルトに破断、舵取機油圧ポンプ及び船内電源用発電機の各駆動ベルトに破損
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、乗客25人を乗せ、青海島沿岸を遊覧しながら一周するため、平成24年8月13日12時40分ごろ長門市仙崎港を出港した。 船長は、青海島北方沖を約15ノットの速力で航行中、13時15分ごろ舵輪の操作が重くなったので、機関を中立として機関室内を点検したところ、‘エアコンのコンプレッサー駆動ベルト’（以下「本件駆動ベルト」という。）が破断して舵取機油圧ポンプ及び船内電源用発電機の駆動ベルトに絡んでいるのを認め、航行継続不能と判断して所属会社無線で救助を要請した。 本船の乗客は、13時45分ごろ来援した旅客船に全員が移乗して予定していた遊覧を続け、また、本船は、来援した別の旅客船にえい航されて14時40分ごろ仙崎港に入港した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.4m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>主機は、動力取出軸により、エアコンの冷却海水ポンプ、エアコンのコンプレッサー、船内電源用発電機及び舵取機油圧ポンプをベルト駆動していた。</p> <p>本件駆動ベルトは、歯付ベルトであり、本インシデント後の点検では、油の付着、異常摩耗等は認められなかった。</p> <p>本件駆動ベルトは、船長が点検中に摩耗等を認めて平成23年4月16日に新替えしたものであり、平成24年2月ごろに実施された機関整備において、整備業者によって点検されていた。</p> <p>船長は、始発便の主機始動前に潤滑油量、冷却水量を点検する際、駆動ベルトの外観を点検し、時々、押して張り具合を見ていた。</p> <p>本船の所属会社は、本船と同型船を7隻所有しており、各船の船長が駆動ベルトを点検して適宜交換していたが、駆動ベルトの破断は本インシデントが初めてであった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、青海島北方沖を航行中、本件駆動ベルトが破断して舵取機油圧ポンプの駆動ベルトに絡んだことから、舵取機の作動油圧が低下して舵輪の操作が重くなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本件駆動ベルトは、本インシデント前に微細な亀裂を生じていた可能性があると考えられるが、破断した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、青海島北方沖を航行中、本件駆動ベルトが破断して舵取機油圧ポンプの駆動ベルトに絡んだため、舵取機の作動油圧が低下して舵輪の操作が重くなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動ベルトは、摩耗、亀裂、張り具合等の点検を十分に行うこと。